見本

差出人：AIよろず室（毎朝の業界ニュース）

【朝の制度ニュース】税務調査前の帳簿データ提出の案内／最低賃金が4県で発効 ほか ― 10月21日（水）

おはようございます。今朝のお知らせは8本です。

各記事の最後に、顧問先へそのまま伝えられる「ひとこと」をつけています。

「事務所での対応」は私たちの見立てです。判断の前に、必ず元の発表をご確認ください。

今日の要点（3行）

・国税庁が、税務調査の前に帳簿データの提出を頼むことがあると案内しました。

・最低賃金が秋田・静岡・福島・茨城で発効しました。月末にかけて、ほかの県も続きます。

・技能実習から育成就労への切り替え（令和9年4月1日）について、入管庁がQ&Aを更新しました。

税務

1. 税務調査の前に「帳簿データの提出」を頼むことがあります（国税庁）

【要点】

国税庁が、税務調査で帳簿などのデータの提出を頼む取り組みについてのページを載せました。実地調査の前にデータの提出を頼むことがあり、頼むのは「原則として、事前通知後」としています。

令和8年7月以降の調査からは、データを頼むときに、国税当局での電子データの扱い方を説明しているとも書かれています。

【事務所での対応】

調査の連絡が来たときに慌てないよう、顧問先の会計ソフトから帳簿データをすぐ出せるか、先に確かめておくと安心です。

【顧問先へのひとこと】

「税務署の調査では、事前に帳簿のデータを出すよう頼まれることがあります。会計ソフトから出せるようにしておきましょう。」

【出典】国税庁（新着一覧の日付：令和8年10月13日）

https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/denshi_data/index.htm

2. 自社株の評価に使う「類似業種の株価」が8月分まで出ました（国税庁）

【要点】

令和8年分の「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」の通達が改正され（令和8年10月8日付）、8月分まで載りました。取引相場のない株式を、類似業種比準方式で評価するときに使う数字です。

【事務所での対応】

今年、自社株の贈与や事業承継を予定している顧問先は、最新の月の株価で試算を更新するとよいでしょう。

【顧問先へのひとこと】

「自社株の評価に使う国の基準の数字が、8月分まで出ました。株の贈与をお考えなら、試算を最新にします。」

【出典】国税庁（サイトへの掲載：10月16日）

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r08/2608_01/index.htm

労務

3. 最低賃金が4県で発効しました（厚生労働省）

【要点】

・秋田：1,090円（10月14日）

・静岡：1,154円（10月15日）

・福島：1,094円（10月16日）

・茨城：1,136円（10月18日）

このあと、宮崎（1,085円、10月24日）、鹿児島（1,090円、10月25日）なども続きます。沖縄は12月2日です。全国の加重平均は1,177円で、56円の引き上げです。

【事務所での対応】

月の途中で発効する県では、締め日の途中で時給が変わることがあります。該当する顧問先の給与計算の設定を確かめておきましょう。

【顧問先へのひとこと】

「最低賃金が県ごとに順番に上がっています。パートさんの時給が、新しい金額を下回っていないか確認しましょう。」

【出典】厚生労働省 地域別最低賃金の全国一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

4. 社員の健康づくりの国の指針が新しくなりました（厚生労働省、10月19日から適用）

【要点】

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」が改正され、令和8年10月19日から適用されました。がん、女性特有の健康課題、歯科、骨粗しょう症、眼科の検診や精密検査を勧めることが、はっきり位置づけられました。治療と仕事の両立支援の取り組みも書かれています。

【事務所での対応】

就業規則や健康管理の規程を見直すときの資料として、顧問先に案内できます。

【顧問先へのひとこと】

「国の指針が新しくなり、社員にがんや女性の健康などの検診を勧めることが、会社の取り組みとして明記されました。」

【出典】厚生労働省（令和8年10月19日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76807.html

5. 熊本の地震で仕事が減った会社からの出向に、助成金の特例（厚生労働省）

【要点】

令和8年熊本地震で事業を一時的に縮小した熊本県内の会社（出向元）と、その社員を受け入れた全国の会社（出向先）が対象です。産業雇用安定助成金の特例で、助成率は中小企業が4/5、それ以外が2/3です。対象は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までの出向です。

【事務所での対応】

熊本県に取引先や拠点がある顧問先、人手が足りず出向を受け入れられる顧問先に、案内する価値があります。

【顧問先へのひとこと】

「熊本の地震で仕事が減った会社から社員を出向で受け入れると、国の助成金を受け取れる特例ができました。」

【出典】厚生労働省（報道発表一覧の日付：2026年10月15日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76532.html

6. ラベル・SDSが必要な化学物質を増やす案の意見募集（11月18日締切）

【要点】

労働安全衛生法施行令などの改正案の意見募集が始まりました。ラベル表示やSDS（安全データシート）の交付が義務になる化学物質の範囲を広げます。施行は令和11年4月1日の予定です。新しく加わる物質には、1年間の経過措置があります。

【事務所での対応】

化学製品を扱う製造業や卸売業の顧問先に、早めに知らせておくとよいでしょう。

【顧問先へのひとこと】

「化学物質を扱う会社では、ラベルやSDSが必要な物質が、令和11年4月から増える予定です。」

【出典】e-Gov パブリックコメント（2026年10月20日公示）

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495260226&Mode=0

外国人雇用・在留資格

7. 育成就労のQ&Aが更新されました（出入国在留管理庁）

【要点】

育成就労制度の運用開始は令和9年4月1日です。施行後も技能実習を続けられるのは、施行日にすでに来日している実習生か、令和9年3月31日までに技能実習計画の認定を申請し、令和9年6月30日までに実習を始める実習生です。

【事務所での対応】

技能実習生を受け入れている顧問先には、令和9年3月31日の申請期限から逆算して、今のうちに知らせておくべきでしょう。

【顧問先へのひとこと】

「技能実習は、令和9年4月から育成就労に変わります。今の形で受け入れるなら、来年3月末までの申請が目安です。」

【出典】出入国在留管理庁（新着一覧の日付：2026年10月15日）

https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html

8. 特定技能「外食」、海外からの新しい受け入れは交付待ちが続いています（出入国在留管理庁）

【要点】

在留資格認定証明書は、受付日が令和8年2月6日までの申請まで交付されています。令和8年10月16日時点で、2月7日～28日に受け付けた申請が732件、3月分が1,825件、4月1日～12日分が4,804件、審査中です。4月13日以降に受け付けた申請は「原則不交付」です。外食業の中での転職による変更の申請は、通常どおり審査されています。

【事務所での対応】

外食の顧問先が海外から新しく人を呼ぶ計画は、見通しを長めに立てるよう伝えたほうがよいでしょう。

【顧問先へのひとこと】

「外食の特定技能は、海外から新しく呼ぶ手続きが止まり気味です。国内での転職者の採用は、通常どおり進んでいます。」

【出典】出入国在留管理庁（新着一覧の日付：10月16日、ページの題名：10月19日掲載）

https://www.moj.go.jp/isa/10_00259.html

これからの日程

・10月24日：宮崎の最低賃金が発効（1,085円）

・10月25日：鹿児島の最低賃金が発効（1,090円）

・11月18日 16時：化学物質のラベル・SDSの改正案の意見募集の締切

・12月2日：沖縄の最低賃金が発効

・令和9年3月31日：技能実習計画の認定申請の期限の目安（育成就労への移行前）

このメールは見本です。

AIで毎朝、国税庁・厚生労働省・入管庁などの公式発表を集めて要約し、元の発表のリンクをつけて、人が確認してからお届けしています。

「顧問先へのひとこと」は、事務所のお知らせやメールにそのまま使える形で書いています。

対象の役所・話題・届ける時間は、事務所に合わせて決められます。

AIよろず室

info@aiyoroz.jp

https://aiyoroz.jp